

# 川崎市異常渇水対策本部設置要綱

(平成8年2月21日7川水総庶第264号)

## (設置)

第1条 市長は、本市の主たる水源である相模川及び酒匂川水系において、渇水の長期化が予想され、かつ渇水が進行して、需要者に及ぼす影響が大きいと予測される場合において、総合的な渇水対策を推進するため、川崎市異常渇水対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

## (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌し、その決定及び推進を図るものとする。

- (1) 渇水状況に応じた広報、給水制限等に関する事項
- (2) その他渇水対策実施に関し必要となる事項

## (構成員等)

第3条 本部の構成員等は別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、副本部長及び本部員並びにその他の職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

## (本部会議)

第4条 本部に本部会議を置き、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

## (庶務)

第5条 本部の庶務は、上下水道局経営戦略・危機管理室で処理する。

## (その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 2 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日 8 川水総庶第 2 9 4 号）

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 3 1 日 1 6 川水総庶第 5 7 8 号）

この改正要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 9 日 1 8 川水総庶第 6 5 0 号）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	総務企画局長 財政局長 市民文化局長 経済労働局長 環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 臨海部国際戦略本部長 危機管理本部危機管理監 川崎区長 幸区長 中原区長 高津区長 宮前区長 多摩区長 麻生区長 会計室長 上下水道事業管理者 交通局長 病院事業管理者 病院局長 消防局長 教育長